

「新なんでもザウルスカードローン」カードローン契約規定(当座貸越契約)

私は、SMBコンシューマーマフィナス株式会社(以下「保証会社」とい)の保証に基づき、株式会社福邦銀行(以下「銀行」とい)とのカードローン取引(以下「本取引」とい)において下記に定める各条項を契約内容とする(契約し、債務を履行します)。

第1条(契約の成立) 1.本カードローン契約(以下「本契約」とい)は、私からの申込を銀行が審査のうえ、承諾したときに成立するものとします。 2.本取引による個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。

第2条(取引方法) 1.本取引は、本契約に基づき開設される口座を使用する当座貸越取引とし、当該口座は銀行本支店の何れか1か所のみで本契約開設できるものとします。 2.銀行は、本取引に使用するたのカードローンカード(以下「ローンカード」とい)及びカードローン通帳(当座貸越取引明細帳)(以下「通帳」とい)又は、「ローンカード」及び「カードローン明細帳」(以下「明細帳」とい)を発行するものとします。ローンカード発行にあたっては銀行は定める手数料を支払います。 3.私は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して現金自動支払機又は現金自動預入支払機等から出金する方法により本取引を行うことができるものとします。 4.ローンカード、現金自動支払機及び現金自動預入支払機の取扱いについては、別に定める「ローンカード規定」によりします。 5.本取引の返済用口座は、私が指定した私の名義の預金口座(以下「指定口座」とい)とします。

第3条(取引期間) 1.私が本取引を行うことができる期間(以下「カード取引期間」とい)は、契約成立日から表記期間後の当日の属する月の月末の日の属する月の月末の日の何れかとし、銀行が定めるものとします。但し、カード取引期間満了日までに銀行が私にカード取引期間を延長しない旨を通知した場合には、カード取引期間は同一期間延長されるものとし、以降同様とします。 2.第1項にかかわらず、私がカード取引期間満了日までに満7歳になった場合は、カード取引期間の延長は行わず、私は契約期限日までに貸越元金全額を返済するものとします。 3.カード取引期間満了日までに銀行が私にカード取引期間を延長しない旨を通知した場合は、次の通りとします。(1)私は、カード取引期間満了日の翌日以降、ローンカードを使用した当座貸越を利用できないものとします。(2)貸越元金全額は本契約の各条項に従い返済し、貸越元金金が返済された日に本契約は当然に解約されるものとします。(3)カード取引期間満了日に貸越元金がない場合は、カード取引期間満了日の翌日に本契約は当然に解約されるものとします。 4.カード取引期間満了日に過去3年間カードローン機能の利用なき場合、銀行は私の事前にカードローン契約解約の旨の通知を行い、私から特段の申し出がない場合、カード取引期間満了日の翌日にカードローン契約を解約できるものとします。

第4条(貸越限度額) 本取引の貸越限度額は、銀行及び保証会社の審査の上決定されるものとし、銀行が表記貸越極度欄に記載する貸越極度額に従います。 2.銀行がやむを得ないものと認め、極度額を超えて私に当座貸越を行った場合も、本契約の各条項が適用されるものとし、私は、銀行から請求があったときは当該極度額を超過した金額を直ちに返済するものとします。

第5条(貸越極度額の増減、減額、及び貸越の中止) 1.銀行は第4条にかかわらず、本契約の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、銀行は新しい貸越極度及び変更日を私に通知し又は同意を得るものとします。 2.銀行が前項の通知を送達した日以降、当座貸越借入金残高が増額前極度額を超えた場合は、前項の通知の到着の有無にかかわらず、極度額の増額を承認したものとします。 3.前2項の規定にかかわらず、本契約の有效期内満了前においても、金融情勢の変化、債権の保全その他相応の事由があるときは、極度額を減額し、あるいは貸越を中止または私は異議を述べないものとします。

第6条(利息、損害金) 1.貸越元金利息は、1.貸越日所定の日に表示所定の利率より計算の上、貸越元金に組入れるものとします。利息の計算は毎日(貸越最終残高の合計額×利率÷365日)の算式により行われるものとします。 2.変更は、金融情勢の変化その他相応の事由がある場合には、利率・損害年率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更内容の通知は銀行の店頭に掲示するなど、銀行所定の方法によるものとします。 3.私が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、表記損害年率(年365日の日割計算)とします。

第7条(約定返済) 1.私は、毎月約定返済日(休日の場合は翌営業日)に約定返済日前日の当座貸越借入金残高に於いて下記約定返済額を支払うものとします。

借入金残高	30万円以下	30万円超50万円以下	50万円超100万円以下	100万円超
約定返済額	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円

2.私は、前項にかかわらず、返済日前日における当座貸越残高が前項に定める返済金額に満たない場合、返済日前日における当座貸越残高の金額を返済します。

第8条(約定返済金等の自動引落し) 1.前条による約定返済は自動引落しによるものとします。私は、毎月返済日までに指定口座に返済金相当額以上の金額を預入するものとし、銀行は返済日における普通預金通帳(総合口座通帳を含む)及び同払戻請求書にて自動引落しの上、返済にあてるものとします。 2.銀行は、万一、私の口座預金を含むが違延した場合には、当該預入後いつても前項と同様の取扱ができるものとします。

第9条(随時返済) 1.私は、第7条の規定にかかわらず、随時に任意の金額を返済することができるものとします。 2.前項の随時返済は前条の自動引落しによらず、別に定める場合を除き、私が直接銀行の店頭において申出するが現金自動預入支払機を使用する方法により行われるものとします。

第10条(諸費用の引落し) 私は、本取引に関して私が負担すべき費用が銀行所定の日に指定口座から自動引落されることに予め同意します。

第11条(即時支払) 1.私は、私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知、催告等がないまま貸越元金全額の返済期が到来するものとし、直ちに貸越元金を一括返済します。尚、この場合、私は、銀行からの通知・催告なしに直ちに本契約を解約しても異議はないものとします。(1)第7条に定める返済を遅延し、次の返済日に至るも返済しなかったとき(2)支払の停止、破産、民事再生その他裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき(3)債務の整理・調整に関する申立てがあったとき(4)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき(5)私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押え、差止差押又は差押の命令、通知が送達されたとき(6)住所変更の届出を怠るなどにより、銀行に於いて私の所在が不明となったとき(7)保証会社の保証の取消があったとき 2.私は、私について次の各号の事由が一つでも生じた場合、銀行から請求があり次第貸越元金全額の返済期が到来するものとし、直ちに貸越元金を一括返済します。(1)私が銀行に対する債務の一部でも履行しなかったとき(2)私の銀行との取引約定のとでも違反したとき(3)本契約に関し私の銀行に虚偽の資料提出または報告したとき(4)前各号のほか銀行または保証会社において債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第12条(解約・貸越の中止) 1.銀行は、私において前条各号があるとき、第20条第1項、第2項各号の事由があるとき若しくは、私の信用状態の変動を理由として保証会社から銀行に対して申し入れがあったとき、いつでも本契約に基づき貸越を中止し又は本契約を解約することができるものとします。また、私において、相続の開始があったときは、銀行はいつでも貸越を中止できるものとします。 2.私は、いつでも本契約を解約できるものとします。この場合、私は銀行所定の書面により銀行に通知します。 3.私は、前2項により本契約を解約した場合には、直ちに貸越元金を返済します。

第13条(銀行からの相殺) 1.銀行は、私が本契約に基づき銀行に負担する債務を返済しなければならぬ場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の履行期限にかかわらずいつでも相殺することができる。 2.銀行は、前項の相殺ができる場合には、私に対して事前に通知を省略し、私に代って諸預け金、払戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。 3.前2項によって相殺する場合、債権債務の利息、損害金等の計算期間は、相殺実行の日までとし、その利率、利率は銀行の定めによるものとします。

第14条(申込者からの相殺) 1.私は、弁済期前私の預金その他の債権と本契約による私の債務とを、対等額で相殺することができます。 2.私は、前項により相殺する場合、書面でも通知するものとし、当該書面に私が銀行に届出した印鑑を押しして提出するものとします。 3.前2項によって相殺する場合、債権債務の利息、損害金等の計算期間は相殺通知到達の日までとし、その利率、利率は銀行の定めによるものとします。

第15条(充当の指定) 1.銀行から相殺する場合には、私において本取引による債務の他に、銀行との取引上他の債務があるときは、銀行は債権保全上の事由により、どの債務とどの相殺に充当するかを指定することができます。私は、その指定に対して異議を述べないものとします。 2.私から返済又は相殺する場合には、私において本取引の他に銀行との取引上他の債務があるときは、私はどの債務の返済又は相殺に充当するかを指定することができます。尚、私がどの債務の返済又は相殺に充当するかを指定しなかったときは、銀行が指定することができる。私は、その指定に対して異議を述べないものとします。 3.銀行は、前項の私の指定により、銀行の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、異議を述べ、前項に関わらず、担保・保証の状況等を考慮して、どの債務の返済又は相殺に充当するかを指定することができるものとします。 4.銀行は、第2項の尚書又は前項によって指定する私の債務については、その期限が到来したものとして、相殺することができるものとします。

第16条(危険負担、免責条項等) 1.私は、私が銀行に差入れた証書等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、私の銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。尚、私は、銀行から請求があれば直ちに代わりの証書等を差入れます。 2.銀行は、本取引における諸届その他書類に使用されるが印刷(又は暗証番号)をこの契約書に押し印の印影又は返済用預金口座の届出印鑑(又は暗証番号)と相当の注意をもって照合し、相違ないとして取扱ったときは、その書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について責任を負わないものとします。 3.銀行の私に対する権利の行使・保全に要した費用は、私の負担とします。

第17条(届出事項の変更等) 1.私は、氏名、住所、印影、電話番号、職業、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により銀行に届出します。尚、私は、銀行が当該変更事項を保証会社に通知することを予め異議なく承諾するものとします。 2.私は、前項の通知を怠り、銀行からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、銀行が通常到達すべき時に到着したものとみなすことに異議はないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、その限りでないものとします。

第18条(成年後見人等の届出) 1.私は又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。また、私の補助人・保佐人・後見人については、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同時に直ちに届出するものとします。 2.私又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。 3.私又はその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項に同時に届出するものとします。 4.私又はその代理人は、前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合も同時に銀行に届出するものとします。 5.私又はその代理人は、前各号の届出を行い、銀行から本取引を解約又は制限されないものとします。

第19条(報告及び調査) 1.私は、銀行から担保の状況並びに私の信用状態について、資料の提供又は報告を求められたときは、直ちにこれに協力するものとします。 2.私は、担保の状況、私の信用状態について重大な変化を生じたとき、若しくは生じるおそれがあるときは、直ちに銀行に報告するものとします。

第20条(反社会的勢力の排除) 1.私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、又は特殊技能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」とい)に該当しないこと、及び次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。(1)暴力団員等が経営を支配していること(2)自己、自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していることと認められる関係を有すること(3)自己、自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していることと認められる関係を有すること(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしていることと認められる関係を有すること(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2.私は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。(1)暴力的な要求行為(2)法的な責任を超えた不当な要求行為(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて銀行の信用を毀損し、又は銀行の業務を妨害する行為(5)その他前各号に準ずる行為 3.私が、暴力団員等若しくは「第1項各号の何れか」に該当し、又は前項各号の何れかの該当する行為をし、若しくは「第1項」に基づき表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明し、私の取引を継続することが不適切であると銀行が認めるときは、私は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失ひ、直ちに債務を弁済します。 4.前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合であってもその期限は、銀行に対して何らの請求もできないものとします。 又、銀行に損害が生じたときには、私はその損害賠償責任を負うものとします。

第21条(契約の変更) 1.銀行は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ、事故発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で私に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。 2.前項にかかわらず、銀行は、変動金利の特性がある場合においては、別紙に記載された変動金利の特約の内容に基づいて表記利率を変更することができるものとします。

第22条(準拠法・合意管轄) 1.本契約並びに本契約に基づく(諸契約及び)諸契約の準拠法は日本法とします。 2.本契約に於いて訴訟の必要が生じた場合には、訴訟額がいかににかかわらず、銀行本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条(譲渡、買入の禁止) ローンカード及び通帳は譲渡、買入または貸与することはできません。

「新なんでもザウルスカードローン」保証委託約款

私は、次の各条項に同意のうえ、株式会社福邦銀行(以下「金融機関等」とい)との、「新なんでもザウルスカードローン」カードローン契約規定(金銭消費貸借契約)(以下「ローン契約」とい)に基づき私が金融機関等に対して負担する債務について、保証委託者としてSMBコンシューマーマフィナス株式会社(以下「保証会社」とい)に保証を委託します。

第1条(保証委託) 1.本約款に基づき(契約(以下「本保証委託契約」とい))は、保証委託者から申込みを保証会社が承諾したときに成立するものとします。 2.保証委託者が保証会社に保証を委託する債務(以下「被保証債務」とい)の範囲は、ローン契約に基づき保証委託者が金融機関等に対し負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務とし、ローン契約の内容が変更されたときは、本保証委託契約の内容も当然に変更されるものとします。 3.本保証委託契約の有効期間は、ローン契約の有効期間と同一とし、ローン契約の有効期間が延長されたときは、当然に本保証委託契約の有効期間も延長されるものとします。

第2条(保証会社による保証) 保証会社による保証は、保証会社が保証することを適当と認め、保証を行うことの決定した後、ローン契約が有効に成立したとき及び効力が生じるものとします。

第3条(保証金の弁済等) 保証委託者は、ローン契約の各条項を遵守し、弁済期日には元金共に相違なく支払(保証会社に一切負担をかける)ないものとします。

第4条(代位弁済) 1.保証会社が金融機関等から代位弁済を求められた場合、保証委託者が金融機関等からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ保証会社に対して通知していた場合を除き、保証会社は、保証委託者に対する通知、催告を要せず、金融機関等に対し被保証債務の全部または一部を弁済することができますものとします。 2.保証会社が金融機関等に代位弁済した場合、金融機関等が保証委託者に対して有していたローン契約に基づく一切の権利が保証会社に継承されるものとします。 3.前項により保証委託者が継承した権利を行使する場合、ローン契約および本保証委託契約の各条項が適用されるものとします。

第5条(求償権の範囲) 前条により保証会社が金融機関等に代位弁済した場合、保証委託者は、次の各号に定める諸費用を弁済して返済の責を負い、その合計額を直ちに保証会社に支払うものとします。 前条により保証会社が代位弁済した額 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額 前二つの金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から借借債務の履行が完了する日までの年14.6%(年365日の日割計算、ただし、うるう年の場合は年366日の日割計算)の割合による遅延損害金の額 保証会社が保証委託者に対し、前各号の金額を請求するために要した費用の総額

第6条(求償権の事前行使) 1.保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、保証委託者に対し、残債務の全部または一部について求償権を行使することができるものとします。 金融機関等または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったこと 保全処分、強制執行、親売の申立て、破産手続開始の申立て、特定調停の申立て、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあったとき 相続の滞りなど分または手形交換所の取引停止処分を受けたとき ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があったとき その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めるとき 2.保証委託者は保証会社が前項により求償権を事前に行行使する場合には、ローン契約に基づく(債務または被保証債務について)保証も受けるか否かと否とを事前、求償に及び、かつ、保証会社に対し、担保の提供またはローン契約に基づき(債務の返済を請求している)ものとします。ただし、保証委託者が残債務等に照らして十分な担保をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。

第7条(弁済の充当順序) 1.保証委託者が弁済として提供した給付が、本保証委託契約に基づき(保証会社に対する)すべての債務を消滅させるのに足りない場合、保証委託者の利益を一方的に害しない範囲において、保証会社が適当と認める順序に足りるものとします。 2.保証委託者が保証会社に対して複数の債務(本保証委託契約に基づきものであるか否かを問わない)を負担している場合において、保証委託者弁済として提供した給付が、それらすべての債務を消滅させるのに足りないときは、保証委託者は、充当の順序について保証会社と合意することができるものとします。ただし、保証会社の合意がなく、かつ、保証委託者から充当の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。

第8条(保証の解約) 1.ローン契約または本保証委託契約の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認められた場合、本保証委託契約を解約することができるものとします。 2.前項により本保証委託契約を解約した場合でも、保証委託者が既にローン契約に基づき借り入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務に係る被保証債務は存続するものとします。

第9条(報告および調査への協力) 1.保証委託者は、保証会社から保証委託者の財産、職業、地位および保証委託者が経営する会社の経営状況等について報告または調査への協力を求められた場合には、直ちに保証会社へ報告し、資料閲覧等の調査に協力するものとします。 2.保証委託者は、前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれがある場合、直ちに保証会社に通知し、保証会社の指示に従うものとします。 3.氏名・住所・勤務先等の届出事項に変更があった場合、保証委託者は、直ちに保証会社に届け出るものとします。 4.保証委託者が前項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合、通常到達すべきときに到着したものとします。 5.債権保全等の取得で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社から委託する者が、保証委託者の住民票等もその理由で保証会社とします。

第10条(公正証書の作成) 保証委託者は、保証会社の請求があった場合は、直ちに強制執行を受ける旨を記載した求償債務に関する公正証書作成のための一切の手続を行うものとします。

第11条(費用の負担) 保証委託者は、保証会社が債権保全のために要した費用ならびに第2条および第6条に於いて規定した権利の保全または行使に要した費用を負担するものとします。なお、当該費用の支払いは保証会社の所定の方法に従うものとします。

第12条(反社会的勢力の排除) 1.保証委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊技能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」とい)に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。 暴力団員等が経営を支配していることと認められる関係を有すること 暴力団員等が経営に実質的に関与していることと認められる関係を有すること 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していることと認められる関係を有すること 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2.保証委託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。 暴力的な要求行為(2)法的な責任を超えた不当な要求行為 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為 その他前各号に準ずる行為 3.保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は本保証委託契約を解約することができるものとします。(1)第1項各号のいずれかに該当する行為と認められること(2)第1項に基づき(表明)につき、虚偽の申告を行ったことが判明したとき 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき 4.前項の適用により、保証委託者に損害が生じたとしても、保証委託者は保証会社ならぬらの請求をしないものとします。また、保証会社に損害が生じた場合、保証委託者がその責任を負うものとします。

第13条(権利義務の譲渡等) 保証会社は、本保証委託契約に基づき(権利または義務を第三者に譲り渡しもしくは移転させ、または担保に供することができる)ものとします。

第14条(管轄裁判所) 本保証委託契約に基づいて訴訟および調停の必要が生じた場合、訴訟にかかわらず保証会社の本店または営業所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第15条(本保証委託契約の変更) 次の各号のいずれかに該当する場合、保証会社は、本保証委託契約を変更する旨、変更内容および効力の発生時期を保証会社にホームページで(第2項の場合あらかじめ)公表する旨、必要があるときは、保証会社が相対的に認める方法で周知することにより、本保証委託契約の内容を変更することができるものとします。 変更内容が保証委託者の一般の利益に適合するとき 変更内容が本保証委託契約の履行の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性をその他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき